TOP NEWS

健康経営の取組み 歯科・カフェ・ジムの三刀流ウェルネス施設で健康改善



社労士法人では社員が心身ともに健康に、そして高いパフォーマンスを発揮し続ける健康経営を目指しています。本年は福利厚生の制度の枠組みで、歯科・カフェ・ジムを併設した複合ウェルネス施設「ANDELT(アンデルト)」の利用を開始しました。社員たちはANDELTの管理栄養士やスポーツトレーナー、歯科医師などの専門家から、自身の健康状態について精度の高いフィードバックを受け、なりたい自分に向けた身体のメンテナンスについて行動を起こすきっかけになりました!福利厚生の制度設計や健康経営についてもぜひご相談ください。

カフェ 管理栄養

管理栄養士による食生活アドバイス

施設内のカフェメニューも考案している管理栄養士より、どんな食事をどんなタイミングで食べているかなどの実態に基づき、すぐに取り組めそうな食生活改善のアドバイスが受けられました。

歯科

3Dで口腔環境がわかる、「見える検査」

歯の健康だけでなく、3D画像やレントゲン写真で口腔環境を見える化。口腔環境が健康に与える影響を踏まえ今後の治療やメンテナンスについて教えてくれます。



ジム

コンディショニング理論に基づく指導

3Dボディスキャナーや体組成計で精密に身体を数値化! 実際に動いて身体の機能を確認してくれます。目的に合ったストレッチやトレーニング、姿勢改善指導を体験しました。



⊗ SYMBOL





TOPICS

税理士法人 ITパスポート全員取得



この度、税理士法人の全社員がITパスポートを取得しました!ITパスポートは、ITリテラシーに加え、経営・法務・マネジメントに関する幅広い知識が網羅できる国家資格の一つです。税務知識はもちろん、IT活用を前提とした現代においてビジネスの基盤となる知識をもってお客様をサポートすることを目指しています。

なお、弊社にはDXのプロフェッショナル(ITコーディネータ)も 2名おります。業務やシステムの不便を解消し、事業を円滑に進めるサポートも可能です。ぜひご相談ください。

日経マネー「プロが指南する"賢い相続 もめない相続"」特集

日経マネー令和6年I月号より、税理士法人代表の内藤が相続特集の全4回を監修協力いたしました。相続の実務を担う現場のプロが実例をもとに解説を行う人気のコーナーで、具体的な解決策や制度の賢い活用方法を指南します。毎号、見開き2ページにわたり分かりやすく解説しています。 ぜひお手に取ってご覧ください!

■日経マネー掲載内容

号	タイトル
R6.1	相続の最新動向 生前贈与が激変! 新制度にも実は〝裏ワザ、あり
R6.2	相続の最新動向 生前贈与が激変!(2) 定番節税ワザに隠れた落とし穴
R6.3	相続の実例 遺産分割への不満が裏目 相続のはずが贈与税まで発生!?
R6.4	相続の実例 遺産を残したくない親族 認知症が招いた思わぬ"母娘対立"

※協力記事については税理士法人に直接お問い合わせください。

よくある「社長のワンマンショーな会議」(「社長、それやめませんか」より)

今回より、令和4年I2月に日経BPより出版された 私の著書「社長、それやめませんか」より抜粋して お話ししたいと思います。先日ある会社の役員会 で社長が「社員が会議の出席が負担だと言ってい る」とこぼしたとき、私は「社長に詰められるのが 負担なのでは?」と言って社長を困らせてしまいま した(笑)ということで今回のテーマは会議です。

●何となく集まって会議をしている、ワンマン ショーな会議

中小企業においては昔から何か問題が起きたと きにみんなで集まって話し合いをしてきた文化が あるため、きちんとした会議運営ができていない ケースが見受けられます。何となく時間に集まり、 社長の「そろそろ始めよっか」の声かけで何となく 始まり、積極的に発言する人、意見は持っているが

発言しない人、聞かれたときだけ発言する人がそ れぞれの時を過ごす。社長が"強い"会社は、独演 会の説教タイムが続く、社員にとってはつらいだけ の会議があったりします。社長としては「いつも意 見が出ていないから、オレが話す場になってしまっ ている」と言うのですが、それは「意見があっても、 言えない雰囲気にしている」ことが多いのです。眉 間にしわを寄せ、腕組みして報告書を眺めていれ ばそんな雰囲気が出来上がります。

●毎月、しっかり数字を見続ける

会議では「何か問題が起こっていないか」を定 点チェックするには有効です。そんな会議の中で も、月次決算報告会は重要です。月次決算報告 会は、前月分の試算表や損益推移表を基に、「報 告→質問→課題の抽出→解決」という流れの中

でPDCAサイクルを回すというものです。「会計事 務所から渡された試算表を見ても素人には分か らんよ」と話す社長もいますが、毎月数字を見て いれば慣れてきますし、経験則で情緒的に判断し ていた意思決定が試算表の読み合わせをしてい くうちに、より理論的、合理的なものになっていき

まずは前月比、前年比から増減を分析し、原因 を追究していくことから始めれば問題点が浮き彫

りになります。それをI2回繰 り返すとI3回目が決算報告 となり、翌期にどうアクショ ンを取るのか決めることに なります。社長のコメント はみな聞き飽きている場合 が多いので、外部の専門家 からズバッと指摘してもら うのも効果的です。



代表・税理士 内藤 克

ルビー祝と相続登記義務化

●ルビー祝

2月24日の土曜日に四谷の上智大学において、 卒業40周年を記念した「ルビー祝祝賀会」がおこ なわれました。過去3年間はコロナ禍のため開催 されませんでしたが、1983年卒業組は幸運にも開 催されて、懐かしい仲間たちとの交流ができ、40 年前の思い出やその軌跡を共有し合いました。

上智大学のソフィア会では、卒業15年は銅祝、 25年は銀祝、50年は金祝として卒業生のお祝い を長年続けていましたが、50年の金祝のお祝い には参加者が加齢のためか、とても少ない状況 でした。そこで、その打開策として考えられたの が、この40周年の「ルビー祝」なのです。

今回のルビー祝には、過去最高の350名が参加 し、銀祝からI5年経った近況を語り合う中で、大 企業の社長になった者、大学教授になった者も

いて、とても刺激を受けました。

●相続登記義務化始まる

ところで相続登記の義務化が施行され、今ま で埋もれていた相続登記もしなければならない という風潮になってきています。不動産の所有権 登記名義人の祖父の死亡により相続が開始した ものの、その相続登記が未了のまま父が死亡し、 その相続人である子まで死亡してしまっている ケースもめずらしくありません。これは、いわゆる 数次相続ですが、それに加えて代襲相続であっ たり、養子縁組、相続放棄が絡んでくると、一筋 縄では解決できません。

そこで令和6年4月1日から施行されている相続 登記の義務化について、再度おさらいしておきま しょう。

・相続(遺言含む)によって不動産を取得した相続

人は、その所有権の取得を知った日から3年以内 に相続登記の申請をしなければなりません。

- ・遺産分割が成立した場合には、これによって不動 産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日か ら3年以内に相続登記をしなければなりません。
- ・これらについて、正当な理由なく義務に違反した 場合はIO万円以下の過料の適用対象となります。
- · 令和6年4月1日以前に相続 が開始している場合でも、3 年間の猶予はありますが義 務化の対象になります。



司法書十 西田 誠

続「健康経営」進行中!!

社労士法人では昨年、「リラクゼーションデイ」 を設定し健康経営の第一歩を踏み出しました。そ して健康経営2年目となる今年は、「リラクゼー ションデイ」に加えて社員の健康を見直す取り組 みを開始しましたので、ご紹介したいと思います。

●新たな健康経営スタート

歯科医院・ジム・カフェが一体となった渋谷に ある複合施設「ANDELT」の協力のもと、歯科医 師による歯科検診とクリーニング、管理栄養士に よる栄養指導、トレーナーによる運動指導を 個々に実施し、それぞれの社員の状況に応じた 指導をしてもらう取り組みを開始しました。

● 生産性向上のために

ある調査結果によると、デスクワーカーの約

半数が何らかの症状を抱えており、薬によって症 状を緩和させている状態だそうです。このように 問題を抱えながらも業務を行っている状態を 「プレゼンティーイズム」と言い、完全に仕事を休 む欧米人と比較すると日本人に多いタイプのよう です。プレゼンティーイズムによる牛産性の低下 は明白で、厚生労働省の試算によると一人当たり 年間50万円から70万円の損失となっているとの ことです。

デスクワークが多い我々の職場においても同 様の問題が見受けられるため、不安要素を少し でも軽減することを目的に、なかなか自分からは 行動に起こせない社員へのきっかけとなればと いう思いで、この取り組みを始めました。

●「気づき」から「改善」へ

移動時間も含めると1人4時間強の時間を要し ますが、任意ではなく全員参加とし、業務時間中 に実施したことも工夫の一つです。貴重な業務 時間を費やしての受診でしたが、今回の成果は、 各社員それぞれに「気づき」があったことだと思 います。今まで意識をしていなかったことや目を 背けていたことに気付くきかっけとなり、どのよう なトレーニングを行えば良いかなど、社員ごとに 指導してくれることで健康への関心が強まったと 実感しています。

次回は同じ内容で9月に実施予定です。今回の

受診で、「気づき」を得てか ら自分の課題も見つかっ たはずです。次回9月の受 診時には、今回の課題に対 して少しでも改善された結 果が見られることを楽しみ にしています。



社会保険労務士法人 代表・社労士 戸澤 摂子

[編集発行]



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館11階 社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541

TEL:03-655I-2535/FAX:03-655I-2534 税理士法人 司法書士事務所 TEL:03-655I-2533/FAX:03-655I-2534

http://s-arc.com/